平成２３年（フ）第２５１号
千葉県東金市家之子871番地５
債務者　谷口ミチ子
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
徳島県海部郡海陽町久保字板取216番地１　サンシャインハイツ203号、旧住所徳島県海部郡海陽町久保字板取87番地２　中島アパート
債務者　吉野　美代
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第２３５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目３番７―505号
債務者　本村　和代
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６号
岩手県釜石市大只越町１丁目12番20号、旧住所福島県郡山市神明町２番11号　メゾン神明101号
債務者　田中　準二
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５３号
茨城県笠間市住吉1353番地４
債務者　倉坂　和惠
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
茨城県日立市大久保町３丁目15番31―102号
債務者　小瀬　欽也
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第３１０号
埼玉県日高市大字北平沢772番地６
債務者　小松　　清
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１１号
埼玉県日高市大字北平沢772番地６
債務者　小松　　樹
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０９号
岐阜県美濃市東市場町2536番地、住民票上の住所岐阜県美濃市2536番地
債務者　平野　文一
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５号
岐阜県各務原市那加昭南町12番地
債務者　浅野　憲司
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５１号
岐阜県本巣市上真桑2252番地
債務者　紺谷　雅代
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７８６号
名古屋市天白区山根町129番地　リオ山根北棟203号
債務者　鈴木　仁弘
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０２号
名古屋市中川区山王４丁目５番22号　アーバン古渡３Ｅ号
債務者　長谷川敏孝
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５８号
大阪市大正区小林西２―３―７―401、住民票上の住所大阪市西淀川区野里１丁目７番40―101号
債務者　森田　亜矢
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６９号
大阪市東住吉区桑津５丁目２番14―302号
債務者　上野　猛夫
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８２号
大阪府八尾市老原８丁目５番地の１
債務者　榎本　誠二
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９３号
大阪府寝屋川市八坂町13番16号
債務者　高原　義朝
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部